

2 重点的に実施すべき対策の推進方針

(1) 各対策の推進方針等

重点的に実施すべき対策として整理した各項目の推進方針は、関係機関・団体及び庁内からの意見等を踏まえ、概ね次のとおりとします。

対策1 大規模林野火災時における初動体制の整備

推進方針 林野火災発生後において、その緊急性を全庁的に共有するとともに、消火活動の状況や気象状況等を踏まえた上で、市外消防機関や自衛隊等による支援を円滑に要請できる体制を整備します。

実施事項

- ・ 林野火災覚知時における消防本部と危機管理課との連携強化
- ・ 林野火災の覚知及びその後の状況把握に係る栃木県消防防災課との連携強化
- ・ 大規模林野火災時における災害対策本部設置基準^(*)の創設
- ・ 災害対策本部設置時における市外消防機関や自衛隊等からのリエゾン派遣要請や関係機関との情報共有に係る体制整備
- ・ 上記をはじめ、本検証作業を踏まえた初動対応のマニュアル化

(*) 大規模林野火災時における災害対策本部設置基準について

西宮林野火災を踏まえ、次のとおり災害対策本部設置基準を定めます。

大規模林野火災時における災害対策本部設置基準

- 1 本市に火災気象通報（乾燥）が発表されており、かつ、火災発生時における最大風速が概ね毎秒5メートルを超え、又は以後、概ね毎秒5メートルを超える見込みの場合で、次の（1）又は（2）に該当するとき。
 - （1）林野火災が住家から概ね500m以内で発生又は概ね500m以内に迫っているとき。ただし、この場合において、消防による消火が直ちに開始され、短時間のうちに鎮圧・鎮火に至ることが明らかであると消防長が認める場合を除く。
 - （2）建物火災等が林野に延焼拡大し、更に拡大が見込まれるとき。
- 2 1にかかわらず、林野火災の延焼拡大が懸念され、消防による消火が困難であると消防長が認めるとき。

対策2 外部消防機関等への派遣要請及び本市の受援体制の整備

推進方針 災害時応援協定等に基づく近隣市への応援要請、県内広域消防応援要請、航空消防相互応援協定による応援要請、広域航空消防応援要請、自衛隊派遣要請や総務省消防庁、緊急消防援助隊による支援要請等について、県と連携し火災の状況に応じて迅速に行えるようにするとともに、円滑に受援を行える体制を整備します。

実施事項

- ・市外消防機関（地上隊及び航空隊）や自衛隊等に対する派遣要請手順の整備
- ・休日夜間においても各支援機関に対し、派遣要請を行えるようにするための体制整備
- ・受援を前提とした消火活動要領等の整備
- ・無線の不感地帯等を踏まえた消防計画等の修正
- ・現場指揮本部等の火災対応拠点となる施設の選定並びに円滑な受援に資する資機材等の確保及びへり調整所等の消火活動調整機能の確保に関する手順等の整備
- ・グリッド線入りの林野火災対応用地図の作成及び関係機関との共有
- ・上記をはじめ、本検証作業を踏まえた消防本部受援計画の見直し、受援対応のマニュアル化、現場指揮本部運営図上訓練や受援訓練等の実施

対策3 消防水利の確保

推進方針 空中消火に必要なダムや河川の活用に関する関係機関との連携強化を推進するとともに、地上消火に必要な水利を充実させるため、消火栓以外の水利を確保できる体制整備を推進します。

実施事項

- ・ダムや河川の活用に関する関係機関との連携強化
- ・農業用ため池等、消火活動に活用可能な水利の確保
- ・上記をはじめ、本検証作業を踏まえた水利の確保及び活用のマニュアル化

対策4 大規模林野火災時における災害対策本部の体制整備

推進方針 円滑な初動対応、消防に対する後方支援、避難所開設・運営、避難者や地域住民等に対する健康支援等に資するため、西宮林野火災における対応を踏まえた体制整備を推進します。

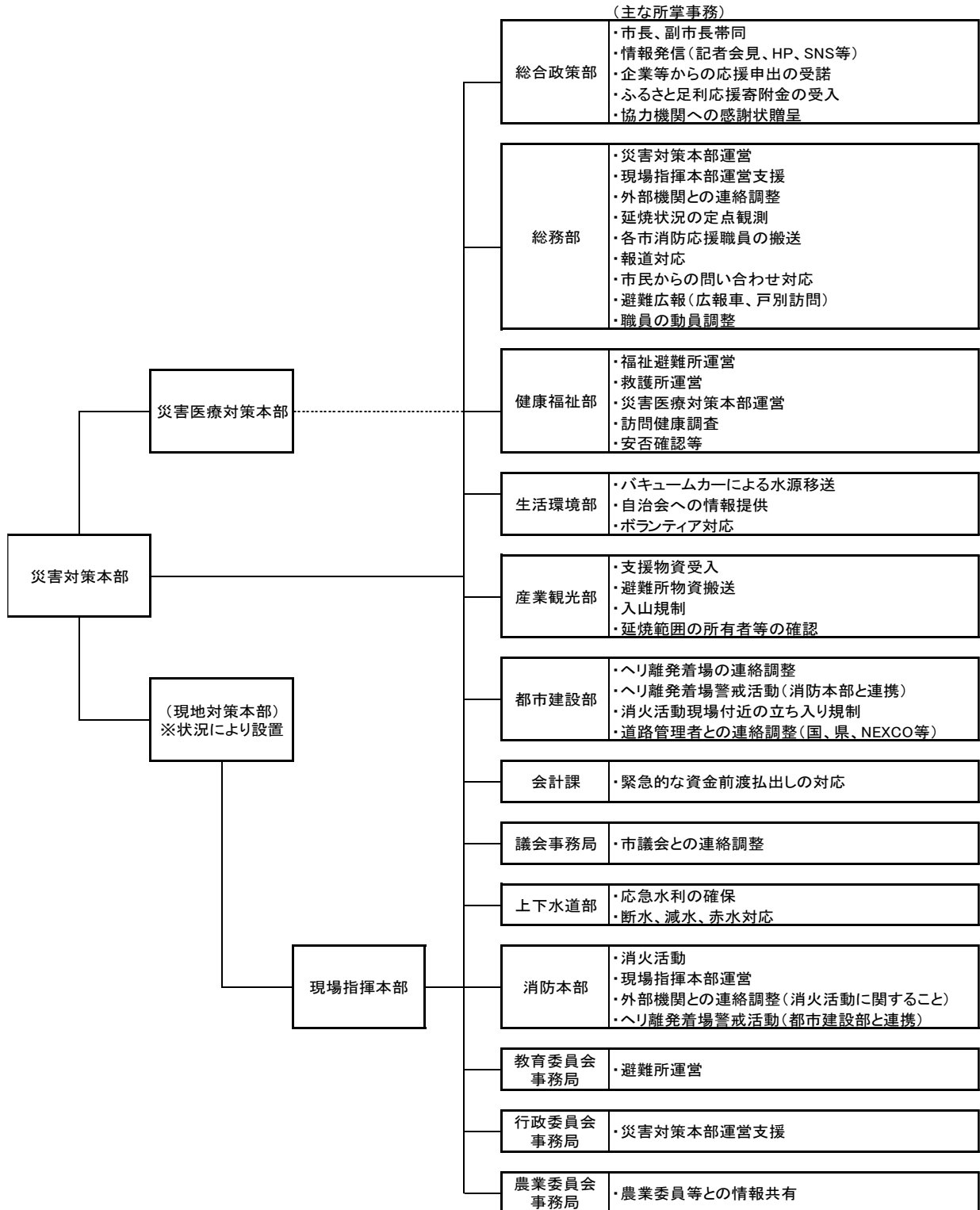
実施事項

- ・災害対策本部における大規模林野火災時の事務分掌^(*)の整理
- ・災害対策本部設置時の各部課平常業務の業務継続に係る考え方の整理
- ・各部課におけるマニュアル等の作成
- ・上記をはじめ、本検証作業を踏まえた災害対策本部運営のマニュアル化

(*) 災害対策本部における大規模林野火災時の事務分掌について

西宮林野火災を踏まえ、次のとおり災害対策本部の事務分掌を定めます。

大規模林野火災発生時における庁内体制図



(注) 本体制図は、必要に応じ見直しを図るものとする。

対策5 避難所開設・運営体制の充実

推進方針 避難所の開設・運営については、令和元年東日本台風における教訓を踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症対策も念頭に、避難所開設・運営マニュアルの策定や職員体制の再構築を図ったところであり、西宮林野火災はそのような中での避難所対応となりました。この度の経験や自主防災会（自治会）及び足利市医師会からの意見を踏まえ、市職員による避難所開設・運営体制や自主防災会（自治会）及び足利市医師会との連携の充実を図ります。

実施事項

- ・ 本検証を踏まえた避難所開設・運営マニュアルの改訂
- ・ 避難所開設・運営訓練等の一層の推進
- ・ 避難所運営における自主防災会（自治会）との連携強化
- ・ 避難所における医療体制構築や感染症対策のための災害医療対策本部との連携強化

対策6 災害医療対策本部設置体制の整備

推進方針 大規模林野火災時における避難者、周辺地域住民や学校の児童生徒等の健康支援等に資するため、災害医療対策本部設置時の足利市医師会等の関係機関との連絡・協力体制を整備します。

実施事項

- ・ 災害医療対策本部設置基準の創設
- ・ 災害医療対策本部設置時の関係機関との連絡体制や情報共有に係る手順等の整備
- ・ 災害医療対策本部の活動内容及び事務分掌の整理

(2) 各対策の実施時期

対策1から対策6に記載した事項については、令和4年中を目途に実施できるように推進します。

3 その他の対策の推進方針

対策1から対策6に記載した事項以外の事項については、大規模林野火災時における災害対策本部の役割分担を踏まえ、所管する各部課において適切に推進していくこととします。

4 地域防災計画の改訂

この度の検証作業を踏まえた今後の体制や対策の大綱については、「足利市地域防災計画」に反映することとします。